設　　計　　書

港 湾 局 施 設 課

業　務　名	令和８年度　本港地区荷さばき地拡大検討に伴う測量業務

下　関　市

設　　計　　書

港湾局施設課

	課　長	課長補佐	課長補佐	主　任	係　員	検　算	設計者

施工年度	令和８年度	業務場所	下関市竹崎町、東大和町
業務名	令和８年度　本港地区荷さばき地拡大検討に伴う測量業務		
業務概要	業務範囲　A=0.028km2 測量業務　一式		
履行期間	着手後　　日間　　から 令 和 09 年 03 月 26 日 まで		
設計金額 (元設計金額)	円		
変更設計額	円		
精算見込額	円		

設計用紙　　下関市

積 算 情 報

業　　務　　名	令和８年度　本港地区荷さばき地拡大検討に伴う測量業務		
執 行 年 度	令和　　8　　年度	変 更 回 数	
工 種 区 分	業務 公共委託 令和08年度　　測量業務		
単価適用年月日	令和08年10月01日 公共		
単 価 地 区	下関市(旧市内)		
機損適用年月日	令和08年度 公共		
歩掛適用年月日	令和08年10月公共委託歩掛		

備　考　欄

業務価格は、1,000円単位とする。1,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費で行う。
なお、複数の諸経費又は一般管理費を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費で端数調整（1,000円単位で切捨て）するものとする。

※頭コード『 公共単価 T ／ 公共機損 TM ／ 港湾機損 TMK･TMW～TMY ／ 公共歩掛 S､SP ／ 公共委託歩掛 SJ､SH､SS ／ 港湾歩掛 SQ､SPQ ／ 港湾委託歩掛 SW 』

諸　経　費　設　定　情　報

名　　称	値
＜測量業務＞	
【工区名称：測量業務02】	
[工種]	測量業務
[測量諸経費]	
率指定	しない
対象額指定	しない
業務価格端数調整	千円止め
[旅費交通費]	
計上区分	計上する
率指定	しない
宿泊、滞在	宿泊、滞在を伴わない
対象額指定	しない
[安全費]	
率指定	しない
安全費区分	市街地乙、都市近郊
対象額区分(電子成果品作成費)	電子成果品作成費を対象にする
対象額区分(旅費交通費)	旅費交通費(率計上分)を対象にする
[電子成果品作成費]	
計上区分	計上する
率指定	しない
[消費税]	
(経過措置)複数の税率を適用する	複数税率を適用しない

総　　括　　表

費　目　・　工　種　・　種　別　・　細　目	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	基　準
業務費	1	式			H00100	
業務委託料	1	式			H00200	
測量業務02	1	式			K0002	
合計					Q00001	

下関市

業　務　委　託　料　内　訳　書

費　目　・　工　種　・　種　別　・　細　目	数　　量	単位	単　　価	金　　額	明細単価番号	基　　準
測量業務02	1	式			K0002	
直接測量費	1	式			H20500	
直接測量費(積上)	1	式			P10000	
基準点測量	1	式			X102310	
４級基準点測量 伐採なし 永久標識設置なし 市街地乙･平地	14	点			SH010-0001 施　1 号	設計業務等基準書 P1-2-5
水準測量	1	式			X204220	
３級水準測量観測(レベル等による) 道路上:市街地乙･平地	2.5	km			SH02103-0001 施　2 号	設計業務等基準書 P1-2-11
現地測量	1	式			X107067	
現地測量(作業計画) S=1/500 市街地乙･平地	1	業務			SHA09150-0001 施　3 号	設計業務等基準書 P1-2-71
補足測量 計画・細部測量・数値編集・数値地形図作成 市街地乙･平地 S=1/500・A=0.028km2	0.028	km2			DH421-0001 単　1 号	業務関係積算基準 P1-2-71
打合せ協議	1	式			X002110	
打合せ(測量業務) 中間打合せ 1回	1	業務			SH01010-0001 施　4 号	設計業務等基準書 P1-2-1

下関市

業　務　委　託　料　内　訳　書

費　目　・　工　種　・　種　別　・　細　目	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	基　準
直接経費	1	式			H20600	
旅費交通費(率計上分)	1	式			Q20706	
電子成果品作成費(率計上分)	1	式			Q20708	
安全費(率計上分)	1	式			Q20701	
直接測量費計	1	式			Q20620a	
測量諸経費	1	式			Q20311	
業務価格	1	式			H00400	
消費税等相当額	1	式			Q00401	
合計					Q00402	

下関市

【 第　1 号 単価表(DH421-0001) 】

補足測量 計画・細部測量・数値編集・数値地形図作成　　0.028 km2 当り

(市街地乙･平地　　,S=1/500・A=0.028km2　) (業務関係積算基準 P1-2-71　　,　　)

名　称・規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	基　準
測量技師 外業		人			TR0930	労務資材単価表 P30-173
測量技師補 外業		人			TR0940	労務資材単価表 P30-173
測量助手 外業		人			TR0950	労務資材単価表 P30-173
測量主任技師 内業		人			TR0710	労務資材単価表 P30-173
測量技師 内業		人			TR0720	労務資材単価表 P30-173
測量技師補 内業		人			TR0730	労務資材単価表 P30-173
機械経費 労務補正前単価集計		%			T#2099	
通信運搬費等 労務補正前単価集計		%			T#2099	
材料費 労務補正前単価集計		%			T#2099	
精度管理費 労務補正前単価集計 技術管理費		%			T#20_SEIDO_A	
小　計					P0000003	
補正係数 小計×作業量補正×1＋地域変化率					T#01	

【 第　1 号 単価表(DH421-0001) 】　　（続　き）

補足測量 計画・細部測量・数値編集・数値地形図作成　　0.028 km2 当り

(市街地乙･平地　　,S=1/500・A=0.028km2　) (業務関係積算基準 P1-2-71　　,　　)

名　称・規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	基　準
計					P0000001	
単位当たり					P0000002	

【 第　1 号 施工単価表(SH010-0001) 】

４級基準点測量 伐採なし 永久標識設置なし　　35　　点 当り

(市街地乙･平地　　,　　)(設計業務等基準書 P1-2-5　　,　　)

名　　称　・　規　　格	数　量	単位	単　価	金　　額	明細単価番号	基　　準
測量技師 外業		人			TR0930	労務資材単価表 P30-173
測量技師補 外業		人			TR0940	労務資材単価表 P30-173
測量助手 外業		人			TR0950	労務資材単価表 P30-173
測量主任技師 内業		人			TR0710	労務資材単価表 P30-173
測量技師 内業		人			TR0720	労務資材単価表 P30-173
測量技師補 内業		人			TR0730	労務資材単価表 P30-173
測量助手 内業		人			TR0740	労務資材単価表 P30-173
機械経費 労務補正前単価集計		%			T#2099	
通信運搬費等 労務補正前単価集計		%			T#2099	
材料費 労務補正前単価集計		%			T#2099	
精度管理費 労務補正前単価集計 技術管理費		%			T#20_SEIDO_A	
計					P0000001	

【 第　1 号 施工単価表(SH010-0001) 】　　（続　き）

４級基準点測量 伐採なし 永久標識設置なし　　35　　点 当り

(市街地乙･平地　　,　　)(設計業務等基準書 P1-2-5　　,　　)

名　　称　・　規　　格	数　量	単位	単　価	金　　額	明細単価番号	基　　準
単位当たり					P0000002	
[条件] [A] = 2　伐採の有無 伐採なし						
[a] = 14点 地域･地形ごとの作業点数(点) 市街地乙　　,平地	14点					

下関市

【 第　2 号 施工単価表(SH02103-0001) 】

３級水準測量観測(レベル等による)　　5　km 当り

(道路上:市街地乙･平地　,　　)(設計業務等基準書 P1-2-11　,　　)

名　称 ・ 規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	基　準
測量技師 外業		人			TR0930	労務資材単価表 P30-173
測量技師補 外業		人			TR0940	労務資材単価表 P30-173
測量助手 外業		人			TR0950	労務資材単価表 P30-173
測量主任技師 内業		人			TR0710	労務資材単価表 P30-173
測量技師 内業		人			TR0720	労務資材単価表 P30-173
測量技師補 内業		人			TR0730	労務資材単価表 P30-173
機械経費 労務補正前単価集計		%			T#2099	
通信運搬費等 労務補正前単価集計		%			T#2099	
材料費 労務補正前単価集計		%			T#2099	
精度管理費 労務補正前単価集計 技術管理費		%			T#20_SEIDO_A	
計					P0000001	
単位当たり					P0000002	

下関市

【 第　2 号 施工単価表(SH02103-0001) 】　（続　き）

３級水準測量観測(レベル等による)　5　km 当り

(道路上:市街地乙･平地　,　)(設計業務等基準書 P1-2-11　,　)

名　称 ・ 規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	基　準
[条件] [a] = 2.5km 道路上の作業距離(km)						
市街地乙　,平地 [b] = 0km 道路外の作業距離(km)	2.5km					

【 第　3 号 施工単価表(SHA09150-0001) 】
現地測量(作業計画) S=1/500　　1　業務 当り
(市街地乙･平地　　,　　)(設計業務等基準書 P1-2-71　　,　　)

名　称 ・ 規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	基　準
測量主任技師 内業		人			TR0710	労務資材単価表 P30-173
測量技師 内業		人			TR0720	労務資材単価表 P30-173
測量技師補 内業		人			TR0730	労務資材単価表 P30-173
小　計					P0000003	
１＋変化率					T#01	
計					P0000001	
単位当たり					P0000002	
[条件] [a] = 3　縮尺 1/500						
[b] = 0.028㎢ 地域･地形ごとの作業量(㎢) 市街地乙　　,平地	0.028㎢					

下関市

【 第　4 号 施工単価表(SH01010-0001) 】
打合せ(測量業務) 中間打合せ 1回　　1　業務 当り
(設計業務等基準書 P1-2-1　,　)

名　称 ・ 規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	基　準
業務着手時	1	回			SH01011-0001 施　5 号	設計業務等基準書 P1-2-1
中間打合せ	1	回			SH01011-0002 施　6 号	設計業務等基準書 P1-2-1
成果物納入時	1	回			SH01011-0003 施　7 号	設計業務等基準書 P1-2-1
計					P0000001	
単位当たり					P0000002	
[条件] [B] = 1.000　回　中間打合せ回数						

【 第　5 号 施工単価表(SH01011-0001) 】

業務着手時　　1　回 当り

(設計業務等基準書 P1-2-1　　,　　)

名　称 ・ 規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	基　準
測量主任技師		人			TR0710	労務資材単価表 P30-173
測量技師		人			TR0720	労務資材単価表 P30-173
計					P0000001	
単位当たり					P0000002	
[条件] [A] = 1　打合せ時期 業務着手時						

【 第　6 号 施工単価表(SH01011-0002) 】

中間打合せ　　1　回 当り

(設計業務等基準書 P1-2-1　,　)

名　称 ・ 規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	基　準
測量主任技師		人			TR0710	労務資材単価表 P30-173
測量技師補		人			TR0730	労務資材単価表 P30-173
計					P0000001	
単位当たり					P0000002	
[条件] [A] = 2　打合せ時期 中間打合せ						

【 第　7 号 施工単価表(SH01011-0003) 】

成果物納入時　　1　回 当り

(設計業務等基準書 P1-2-1　,　)

名　称 ・ 規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	基　準
測量主任技師		人			TR0710	労務資材単価表 P30-173
測量技師		人			TR0720	労務資材単価表 P30-173
計					P0000001	
単位当たり					P0000002	
[条件] [A] = 3　打合せ時期 成果物納入時						

令 和 ８ 年 度

本 港 地 区 荷 さ ば き 地 拡 大 検 討 に 伴 う 測 量 業 務

特記仕様書

下関市港湾局施設課

１．業務概要

本業務は、下関港（本港地区）において、港湾道路の改良を目的とした交差点協議・工事に必要となる測量業務を実施するものである。

２．業務場所

下関市竹崎町、東大和町

３．業務履行期間

契約締結日以降の指定日から令和 9 年 3 月 26 日（金）までとする。

４．業務内容

業務名称	業務内容	単位	数量	摘　要
測量業務				
基準点測量	・4 級基準点測量 伐採なし　永久標識設置なし	点	14	
水準測量	・3 級水準測量 レベル等による	km	2.5	
現地測量	・現地測量（作業計画） S=1/500	業務	1	
	・補足測量 計画、細部測量、数値編集、数値地形図作成	km 2	0.028	
打合せ	・設計打合せ（業務着手時）	回	1	
	・設計打合せ（中間）	回	1	
	・設計打合せ（成果品納入時）	回	1	

５．業務仕様

５－１総　則

本特記仕様書に定めのない事項については、「山口県業務委託共通仕様書（最新版）」の定めによるものとする。なお、不明な点については事前に監督職員と協議し承諾を得るものとする。

５－２　基準点測量（4 級基準点測量）

既設の基準点を与点として、後続作業の利用を考慮し新点を設置する。設置箇所については、原則として官地内に設置するものとする。

５－３　水準測量（3 級水準測量）

一等または二等水準点を与点として、区域内に 3 級水準点を設置する。

５－４　現地測量（補足測量）

既存資料の確認を行い、今後の再整備に必要となる不足箇所の実測及び相違箇所の再測を行い、最新の現況平面図成果を作成する。

５－５　打合せ

(1) 打合せは、業務着手時、中間打合せ 1 回及び成果品納入時の 3 回とし、監督職員と十分な協議・打合せを行うものとする。

(2) その他、協議・打合せが必要と判断された場合については、監督職員と協議の上、適宜実施するものとする。

６．検査

本業務は、本特記仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

７．提出書類

(1) 着手前は、管理技術者・照査技術者等選任通知書、業務委託工程表、業務計画書及びその他監督職員が指示するもの。

(2) 完了後は、成果品(電子データ含む)一式、業務委託完成届、請求書、その他監督職員が指示するもの。

８．労働環境改善の取組

(1) 業務の実施にあたっては、「調査・設計等業務におけるウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。

(2) 今後の労働環境改善のため、後日アンケートを実施する場合には、受注者は調査表等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する等、必要な協力を行うこと。

９．その他

(1) 本特記仕様書に記載なき事項および本業務作業上疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 本業務の遂行にあたり、必要となる関係機関との協議に伴う資料作成等は、本業務に含まれるものとする。

(3) 図面データは AUTOCAD 及び JWCAD 両方を提出すること。

(4) 本業務における成果品は、電子媒体（CD-R 又は DVD-R）1 枚を納品するものとする。成果品の仕様及び記載項目に関しては、監督職員と協議すること。

(5) 別紙２特記仕様書（環境編簡易)、別紙３下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項を遵守すること。

測量業務条件書

	条件等
細別	この業務に該当する条件は、□にチェックが付された事項及び記述で示された事項である。 なお、この項目にないものについては、特記仕様書等による。
工程及び条件	□関連する別途業務 他業務名（ ） 発注者（ ） 他業務概要（ ） 影響内容（ ） 開始、完了時期（ ） 備考（ ）
	□関係機関および地元との協議により未成立のもの 関係機関等（ ） 制約を受ける内容（ ） 協議内容（ ） 成立見込み時期（ ） 備考（ ）
	□関係機関および地元との協議により付された条件 関係機関等（ ） 影響項目（ ） 影響範囲（ ） 影響内容（ ） 影響期間、時期（ ） 備考（ ）
打合せ	☑打合せ回数 回数（ 3回） ☑初回 ☑中間（ 1回） 打合せ時期（ ） ☑成果品納入時 備考（ ）
部分引渡し	□成果品の部分引渡し 引渡し時期（ ） 指定部分（ ） 備考（ ）
資料の貸与	☑別途業務で作成済（作成中）の資料の貸与 業務名（平成22年度　本港地区道路（改良）整備工事（その3） ） 貸与時期（業務期間中 ） 貸与資料（図面 ） 備考（ ）
その他	□ 特許権等の使用 名称（ ）

平成２８年９月１日施行

令和８年４月１日以降適用

土木工事に係る設計・調査等業務委託における
管理技術者及び照査技術者等の配置要件

業務の種類	管理技術者	照査技術者
☐ 設計業務	配置すること	業務中に照査が含まれる場合、照査技術者を配置する
☑ 測量業務	配置すること	業務中に照査が含まれる場合、照査技術者を配置する
☐ 地質･土質調査業務	配置すること	業務中に照査が含まれる場合、照査技術者を配置する
☐ 用地調査等業務	配置すること	配置しない
☐ 積算業務	配置すること	配置しない
☐ 工事監督支援業務	配置すること	配置しない

令和８年４月１日以降適用

土木工事に係る設計・調査等業務委託における
管理技術者及び照査技術者等の資格要件

○ 測量業務

技術者の配置	管理技術者	照査技術者
	配置する	配置する ・ 配置しない
資格要件	測量法(昭和 24 年法律第 188 号)第 48 条に規定する測量士	管理技術者資格と同等で、兼任はできない

別紙２

特記仕様書（環境編簡易）

市は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、市の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取り組みには受託者の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、受託者は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

１　環境関連法令について

受託者は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

２　事故発生時の対応

受託者は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに市へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

３　苦情発生時の対応

受託者は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに市へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

４　配慮事項

受託者は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

（１）使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するようできる限りエコドライブを励行すること。

（２）業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。

（３）業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。

（４）環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。

（５）使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。

（６）リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。

（７）公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。

（８）業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

別紙３

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

（総則）

第１条　市と受託者は、下関市暴力団排除条例（平成２３年条例第４２号）第３条に規定する基本理念に基づき、同条例第６条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

（暴力団排除に係る契約の解除）

第２条　市は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、受託者に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

(1) 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 受託者が、第１号から第５号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第６号に該当する場合を除く。）に、市が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

２　前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約（以下「本契約」という。）の規定による。

（関係機関への照会等）

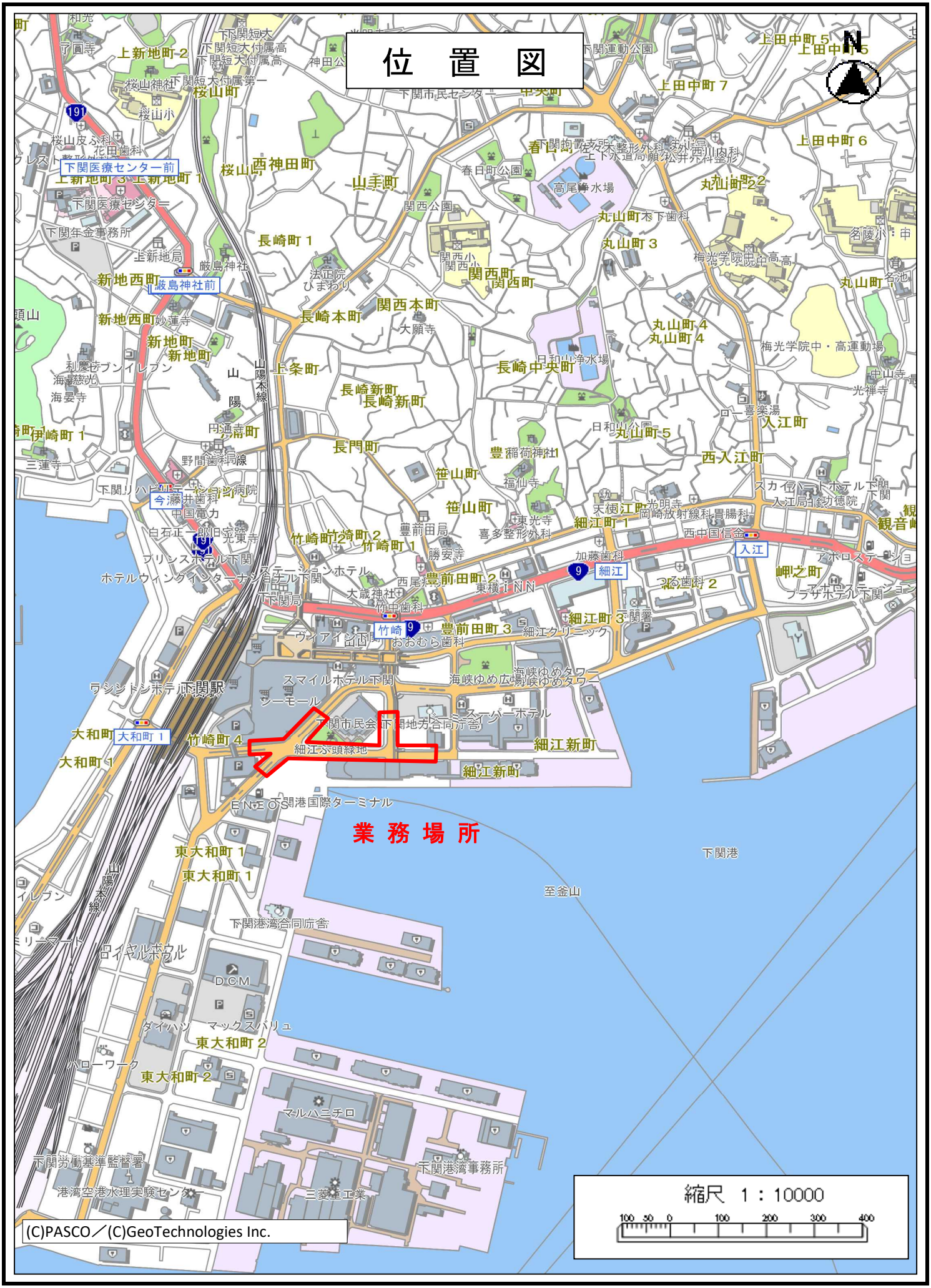
第３条　市は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、受託者に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、受託者が前条第１項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

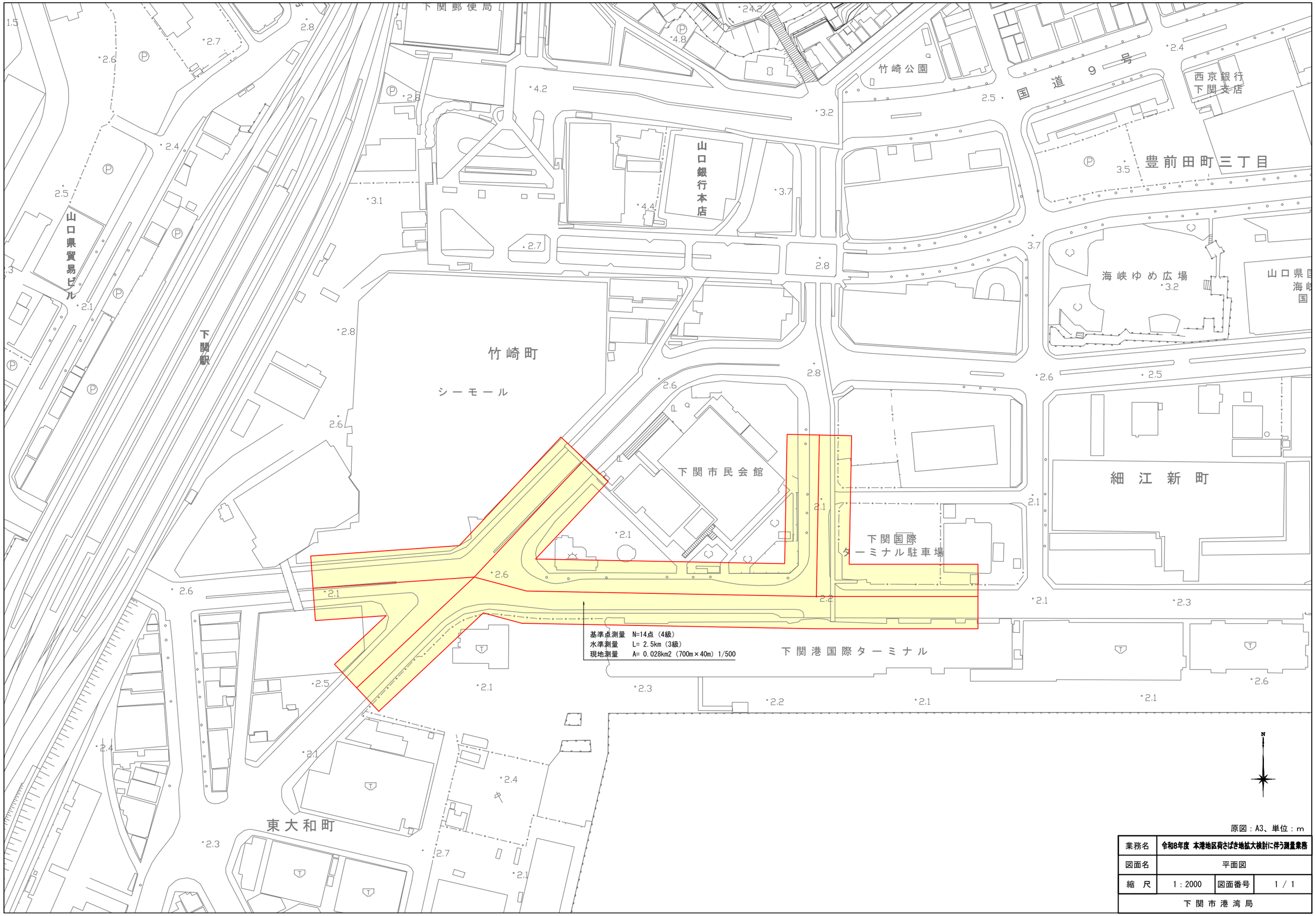
２　受託者は、前項の規定により、市が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

（本契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置）

第４条　受託者は、自ら又は本契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、本契約の適正な履行の妨害又は本契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

２　市、受託者及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、本契約の履行の妨害又は本契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。


位　置　図
N
業 務 場 所
縮尺　1：10000
100 50 0 100 200 300 400
(C)PASCO／(C)GeoTechnologies Inc.



原図：A3、単位：m

業務名	令和8年度　本港地区荷さばき地拡大検討に伴う測量業務		
図面名	平面図		
縮　尺	1：2000	図面番号	1 / 1
下関市港湾局			